

第 4 1 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表に掲げる「公開とすべき情報」を非公開とした決定は妥当でないため、公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年 7 月 2 日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2019 年度「体罰」調査についての関係文書

- ・「体罰」（報告）等わかるもの（保護者、学校からのものすべて）（「体罰」ではないかと問題になったものも含む）
- ・その他の不祥事報告書（暴言暴行も含む）

- 2 同月 16 日、実施機関は、本件公開請求に対して、「令和元年度体罰に関する調査」（以下「本件行政文書①」という。）、「平成 30 年度体罰に関する調査」（以下「本件行政文書②」という。）、「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」（以下「本件行政文書③」という。）及び「電話などによる相談・苦情等について」（以下「本件行政文書④」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同月 22 日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分の他に、公開決定及び非公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 本件行政文書①から④（以下「本件各行政文書」という。）には、児童生徒の氏名、新聞社の記者の氏名等個人のプライバシーに関する情報が記載

されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

また、教員の氏名及びその氏名を識別することができる情報が記載されており、これは公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報のうち、公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

(2) 本件行政文書①及び②には、児童生徒の保護者が記入した内容が記載されており、これらの情報は、公にすることにより、保護者による調査用紙の記入に影響を与え、体罰に関する調査の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

ア 本件各行政文書の一部には、体罰を受けた又は体罰等を申告した児童生徒の氏名や学校・学級名その他当該児童生徒を識別することができる情報等が含まれる。

イ また、本件行政文書④については、特定の生徒を識別するものではないが、特定の学校の特定の部活動が記載されているところ、これらは該当学校、該当部活動の生徒にとって、自身がその当事者又は当該事案の発信者であると特定されるおそれを想起させるものである。

ウ さらに、本件各行政文書には、教員の氏名その他当該教員を識別することができる情報が含まれる。これは、一つには体罰等を受けた児童生徒を識別し得る情報である。

また、これは、当該教員を識別する情報でもあるところ、体罰を行った教員あるいはそのような疑いがあると名指しされた教員とされることは、それが事実であれば懲戒処分や指導上の措置を受けるべき行為であり、当該教員にとって不利益な評価や身分取扱が検討されたことを想起させ、それが事実でないとしても当該教員の評価を不当に損なうものである。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

本件行政文書①及び②は、児童生徒の保護者が認知した体罰を申し出るための調査票である。

実施機関としては、この調査の性質上、調査票が第三者の目に触れないことが必要であると判断している。すなわち、情報公開制度等を用いることで第三者が当該調査票を見ることができるとすれば、保護者が体罰の具体的な 5W 1H を記載したくないと考えたり、時には筆跡が公開されることさえ忌避したいと思ったりして、調査票の提出をためらうであろうことが容易に想起され、結果として当該調査の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断している。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、体罰等については公開されることが防止の条件であると考えたと主張するが、情報公開制度上、個人情報等の非公開事由に該当する情報は非公開とすべきものであるし、これらの非公開事由を排除すべき公益上の理由は認められない。

なお、公益上の理由による裁量的公開は、実施機関の高度の行政的判断によって行うものであり、審査請求人の個人的な見解に左右されるものではない。

イ また、審査請求人は、体罰が公開の場でのことであり、公開すべきと主張するが、発生した体罰がすべからず公開の場で行われたとの主張に何ら根拠はない。

体罰のうちの一つが他の生徒等が認知できる場で行われたことはあるが、そのことをもって広く公衆に知られた事例として公開すべき事情には当たらない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決、決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 体罰について、全面的な公開を求める。特に暴力、暴行については、公開されることが防止の条件であると考え、公開の場でのことであり、知られた事実であるから、公開されるべきである。

(2) 教員が公共の場で体罰と指摘されることは、職務行為であり、これを非公開にすることこそ問題である。

(3) 本件行政文書①及び②について

ア 記入部分が黒塗りである。例えば、場面、場所等欄については、全面的に黒塗りにする理由がない。けがの欄は、丸を付ける部分があることからすると、公開しても問題がない。

イ 実施機関の職員が、体罰については報告されるようになっていると言いが、実態が不明である。全面的な黒塗りは容認できない。

ウ そもそも記載した人が名前を知られたくないという前提なのか、とりあえず報告したのか全く不明。実施機関が勝手に推測して、公開しない理由にするのは、知る権利を侵している。

(4) 本件行政文書③について

ア この事案は、暴行暴力事件である。大人が生徒の髪の毛をつかむということは、教員の暴力でしかない。生徒の人格、人権を全く無視した行為でしかない。

イ 5月16日に発生した事件の報告書が6月13日になっている。なぜこの日数がかかったのか疑問がわく。

ウ 生徒9名が見ていたとあり、「公開の場で行われたとの主張に何ら根拠はない」という実施機関の主張は、事実を見ようとしない、見当はずれの主張である。

エ 再発防止等の観点から、公表、公開されるべきである。

(4) 本件行政文書④について

ア 体罰はなかったという結論であるが、そうであるならば、公開することにより、その真意が明らかにできる。

イ 本件は、「試合でミス…ボールをぶつけさせる」ということであるから、明らかに公衆に知られたことである。記者が電話してきたとの記載があり、記事になったのかは不明だが、ここまですれば公衆に知られたことではないか。

ウ 校長等の段階で体罰の事実はないということになっているが、その判断が間違っていなかったのかどうか判断できない。学校名等が公開されていたら、確認の手立て、その後の成り行きを見守ることができた。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

(1) 本件行政文書①及び②に記載された保護者からの回答（以下「本件情報①」という。）が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。

(2) 本件情報①並びに本件行政文書③及び④に記載された次の情報（以下「本件情報②」という。）が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

ア 被害生徒の情報

イ 体罰又は体罰と疑われる行為をした教職員（以下「体罰等を行った教職員」という。）の情報

ウ 学校の所在区

エ 学校名

オ 学校長の氏名

カ 本件行政文書③に記載されている体罰の状況のうち実施機関が非公開とした部分（以下「体罰の状況」という。）

キ 部活動名

ク 新聞記者の氏名

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市（以下「本市」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

(1) 本件行政文書①及び②について

児童生徒が学校で体罰を受けたり、見たりした場合に、児童生徒の保護者が学校に対して報告するための調査票である。本件行政文書①は令和元

年度の様式、本件行政文書②は平成 30 年度の様式を用いて、令和元年度に提出されたものである。

本件行政文書①及び②には、学校名、発生日時、発生場所、体罰を行った教職員の氏名、具体的な行為の内容、提出した保護者の氏名並びに児童生徒の学年、クラス及び氏名について記入する欄があり、本件情報①は、当該記入欄に記載された回答内容である。

(2) 本件行政文書③について

教職員が体罰を行ったと疑われる事案が発生した場合に、当該教職員や関係者からの事情を聴取した結果を踏まえ、発生校の校長から実施機関に対して提出される報告書のうち、令和元年度のものである。当該行政文書には、文書作成日、発生校名、発生校の校長の氏名、調査年月日、調査のきっかけ、調査して判明した事実が記載されており、本件情報②のうち、被害生徒の情報、体罰等を行った教職員の情報、学校名、学校長の氏名及び体罰の状況が含まれている。

(3) 本件行政文書④について

電話等の方法により実施機関が市民等から受け付けた相談や苦情等に係る記録のうち、令和元年度の体罰と疑われる事案に係るものである。

当該行政文書には、対応した職員の氏名、日時、手段、発信者、区・校名等、相談・苦情の内容、発信者の特徴、発信者への対応及び学校の対応が記載されており、本件情報②のうち、体罰等を行った教職員の情報、学校の所在区、学校名、学校長の氏名、部活動名及び新聞記者の氏名が含まれている。

4 本件情報①の条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①は、上記 3(1) のとおり、実施機関が体罰に関する調査を行うにあたって、児童生徒の保護者から学校に対して提出された文書に記載された情報であり、本市の事務事業に関するものであることが認められる。

(3) 次に本件情報①を公にすることにより、当該事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて検討する。

ア 実施機関は、本件行政文書①及び②は、学校及び実施機関の限られた関係者のみが共有し、非公開であることを前提に保護者から提出された調査票であり、その一部が公開されることとなれば、学校及び実施機関と保護者との信頼関係を損ない、今後の学校運営及び行政運営に支障を及ぼすと主張している。

イ また、実施機関は、本件情報①の一部が公開されることとなれば、回答者である保護者が、記入を控えたり、具体的な内容を記載することを避けたりする可能性があり、その結果、体罰の早期発見、実態把握、禁止徹底、未然防止、学校及び関係教諭の指導等に支障を及ぼすおそれがあると判断していると主張している。

ウ 本件情報①が、体罰というセンシティブな内容に係るものであることに鑑みると、上記ア及びイの実施機関の主張に不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

(4) 以上のことから、本件情報①は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

5 本件情報①及び②の条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

本件情報①については、上記 4 のとおり、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当し、非公開とすることが妥当であると認められることから、重ねて判断せず、本件情報②が同項第 1 号に該当するか否かについて判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることと定めるものである。

また、本号はただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点からこれらを公開することとしているが、当該公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、これを非公開とすることとしている。

(2) 本件情報②のうち、被害生徒の情報、体罰等を行った教職員の情報、学

校長の氏名及び新聞記者の氏名は、個人の氏名等、個人のプライバシーに関する情報であって、当該個人を識別することができるものであり、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(3) しかしながら、体罰は、教職員の職務遂行の過程で発生するものであるため、体罰等を行った教職員の情報のうち当該教職員の氏名及び学校長の氏名は、公務員である教職員の職務遂行に関する情報であると認められる。

(4) 一方で、体罰には必ず被害生徒が存在しており、体罰等を行った教職員の氏名及び学校長の氏名は、公務員等の職務遂行情報であると同時に、被害生徒の体罰に関する情報であると認められる。

また、本件情報②のうち学校の所在区、学校名、体罰の状況、部活動名についても、被害生徒の体罰に関する情報であると認められる。

(5) このため、上記(4)の情報(以下「教職員の氏名等の情報」という。)が、被害生徒の個人情報に該当するか否かについて検討する。

ア 教職員の氏名等の情報は、広義では被害生徒が体罰を受けたという私的な情報といえるものの、被害生徒を識別することができるか否かという点においては、当該情報のいずれも、仮に公開したところで、一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、被害生徒を識別できることが相当程度の確実性をもっていえるほどの情報とは認められない。

イ しかしながら、上記(1)のとおり、条例は個人識別性がない状態でも、個人の権利利益を害するおそれがある場合は、個人情報として非公開とすることとしているため、当該情報が、公にすることにより、なお被害生徒の権利利益を害するおそれがある情報か否かについて検討する。

ウ 教職員の氏名等の情報のうち学校名は、被害生徒が所属する学校を識別し得る情報であることは明らかである。また、体罰等を行った教職員の氏名及び学校長の氏名は、職員録等の一般に入手することができる情報との照合により、被害生徒が所属する学校を識別し得る情報である。

また、教職員の氏名等の情報のうち体罰の状況について、当審査会が見分したところ、本件行政文書③において既に公開されている情報と名古屋市民情報センターにおいて閲覧が可能な資料やウェブサイト等に記載されている情報を照合することにより、被害生徒が所属する学校を識別し得る情報であると認められる。

エ 被害生徒が所属する学校を識別し得る情報を明らかにした場合、体罰を受けた被害生徒が探索されるおそれがある。

その結果、当該被害生徒が体罰を受けたという、被害生徒の人格や名誉に関わるプライバシー性の高い情報が不特定多数の者に知られるところになるのみならず、被害生徒が偏見や好奇の目にさらされることにより、事実無根の誹謗中傷を受けるなど二次的被害に遭うことは、十分に想定しうるものである。

オ このような状況においては、被害生徒の健全な成長を阻害し、その正当な権利利益を害するおそれが一定程度認められることに加え、害された権利利益の回復が極めて困難になることは社会通念上想定され、その結果として被害生徒の人格形成に重大な影響を及ぼすなど、被害生徒のプライバシーが侵害されると認められる。条例第3条が、公開を原則とする行政文書公開制度下においても、個人のプライバシーに関する情報については、最大限に配慮しなければならないと定めていることに鑑みれば、本件においては、被害生徒の権利利益に配慮し、これを保護すべきと当審査会は判断する。

カ したがって、教職員の氏名等の情報のうち体罰等を行った教職員の氏名、学校長の氏名、学校名及び体罰の状況から直ちに被害生徒を識別することはできないが、なお被害生徒の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

キ 一方で、教職員の氏名等の情報のうち学校の所在区及び部活動名は、これらの情報を公にした場合に被害生徒が所属する学校を識別できるとまでは認められない。

個人識別性がない状態で、かつ被害生徒が所属する学校を識別し得る情報が公にならない状況下では、当該情報を公にすることにより、上記エからカで述べたような、被害生徒の権利利益を害するおそれがあるとはまではいえない。

(6) 以上のことから、本件情報②のうち学校の所在区及び部活動名は、条例第7条第1項第1号に該当するとは認められないが、その他の情報は、同号に該当すると認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年 9月 6日	諮問書の受理
令和 3年 4月27日	弁明書の写しの受理
4月30日	反論意見書の受理
令和 4年 1月28日 (第30回第 3小委員会)	調査審議
2月28日 (第31回第 3小委員会)	調査審議
3月25日 (第32回第 3小委員会)	調査審議
令和 5年 3月 1日	行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述の記録書の受理
4月17日 (第44回第 3小委員会)	調査審議
9月15日 (第49回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日	調査審議
10月13日 (第50回第 3小委員会)	調査審議
11月17日 (第51回第 3小委員会)	調査審議
12月 5日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人

別表

本件情報	公開とすべき情報
<p><本件情報①> 本件行政文書①及び②に記載された 保護者からの回答</p> <p><本件情報②></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒の情報 ・体罰等を行った教職員の情報 ・学校の所在区 ・学校名 ・学校長の氏名 ・体罰の状況 ・部活動名 ・新聞記者の氏名 	<p><本件情報②></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の所在区 ・部活動名